## 国立大学法人兵庫教育大学の役職員の報酬・給与等について

## 役員報酬等について

役員の報酬等の支給状況

役名	平成16年度年	間報酬等の	総額			就任・退任の状況	
127		報酬(給与)	賞与	その他(内	容)	就任	退任
	千円	千円	千円	千円			
法人の長	18,207	12,828	5,379	0 (	)	12月1日 1名	11月30日 1名
	千円	千円	千円	千円			
理事				418 (調整	至手当)		
(2人)	30,839	19,748	9,843	338 (通勤	)手当)	12月1日 1名	11月30日 1名
				492 (単身	<b> 赴任手当)</b>		
理事	千円	千円	千円	千円			
(非常勤) (1人)	3,000	3,000	0	0 (	)		
	——————————— 千円	千円	千円	千円			
監事 (0人)	0	0	0	0 (	)		
監事	千円	千円	千円	千円			
 (非常勤) (2人)	1,200	1,200	0	0 (	)		

注:「調整手当」とは,民間における賃金,物価及び生計費が特に高い地域に在勤していた役員に本学就任後2年間に限り支給されているものである。

## 役員の退職手当の支給状況(平成16年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での	在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘 要
法人の長	千円 1,069	年	月	平成16年 11月30日	1.0	在職期間中の業績について評価した結果,役員会において業績勘案率を1とすることを決定した。
理事A	千円 991 (58,747)	(37)	月 8 (8)	平成16年 11月30日	1.0	在職期間中の業績につい て評価した結果,役員会 において業績勘案率を1 とすることを決定した。
監事	千円	年	月			該当者なし

注:理事Aについては,役員在職期間を役員退職手当規程に適用させて算出した金額を記載するとともに, 括弧内に,役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもっ て当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

## 職員給与について

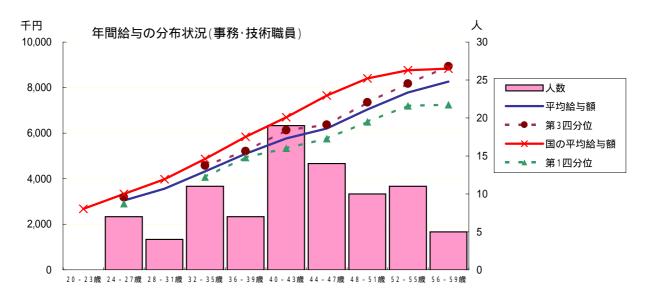
職種別支給状況

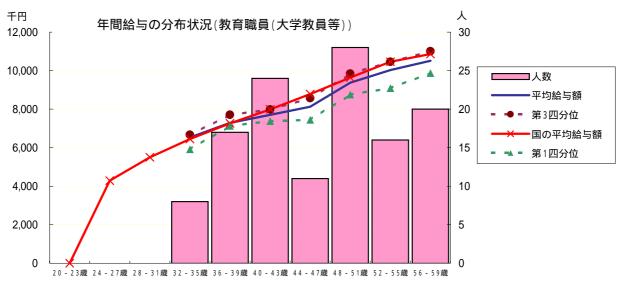
· 电性分叉和4/元			平成 1	6年度の年	間給与額(	平均)
区分	人員	平均年齢	総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	277 ·	<sup>歳</sup> 46.4	<sub>千円</sub> 7,836	5,646	137	<sup>千円</sup> 2,190
事務・技術	88	<sup>歳</sup> 43.0	<sub>千円</sub> 5,943	<sub>千円</sub> 4,344	118	<sup>千円</sup> 1,599
教育職種 (大学教員等)	151	<sup>歳</sup> 49.8	<sup>千円</sup> 9,281	<sup>千円</sup> 6,630	167	<sup>千円</sup> 2,651
医療職種 (医師)	0	歳	千円	千円		千円
医療職種 (看護師)	0	歳	千円			千円
教育職種 (附属義務教育学校教員)	34	歳 40.2	<sub>千円</sub> 6,554	4,802	56	<sup>千円</sup> 1,752
その他医療職種 (医療技術職員)	人 1	歳	千円	千円		千円
その他医療職種 (看護師)	人 1	歳	千円	千円		千円
その他	2 2	歳	千円	千円	千円	千円
在外職員	該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
任期付職員	人 4	歳 40.3	<sub>千円</sub> 6,376	<sub>千円</sub> 4,585	千円 <b>83</b>	<sup>千円</sup> 1,791
事務・技術	0	歳	千円	千円		千円
教育職種 (大学教員等)	З	歳 37.8	<sub>千円</sub> 5,488	<sub>千円</sub> 3,994	111	<sup>千円</sup> 1,494
医療職種 (医師)	\ 0	歳	千円	千円		千円
医療職種 (看護師)	\ 0	歳	千円			千円
教育職種 (外国人教師等)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
再任用職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	\ \	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員等)	,	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (医師)	,	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (看護師)	,	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術		歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員等)	, ,	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種(医師)	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (看護師)	,	歳	千円	千円	千円	千円

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。 注2:「常勤職員(その他)」とは,自動車運転手,調理師である。

注3:常勤職員の「その他医療職種(医療技術職員)」「その他医療技術職員(看護師)」「その他」に ついては、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

年間給与の分布状況(事務・技術職員/教育職員(大学教員等)) [在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、 まで同じ。]





#### (事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位 第 1 分位	平均	四分位 第3分位
代表的職位	Α	歳	千円	千円	千円
・本部部長	2	57.0			
・本部課長	7	52.5	8,172	8,459	8,930
・本部課長補佐	7	53.5	7,240	7,401	8,098
・本部係長	34	46.6	5,838	6,258	6,676
・本部主任	23	39.0	4,425	5,036	5,383
・本部係員	15	29.5	2,986	3,499	4,079

#### (教育職員(大学教員等))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
33 () p. () 2 C (3 ( ) ) (			第1分位	. 3	第3分位
代表的職位		歳	千円	千円	千円
(・教授)	79	56.2	9,843	10,409	10,935
・助教授	58	43.8	7,468	7,931	8,463
・講師	11	39.0	6,458	6,934	7,094
└ ・助手 ノ	3	38.2		5,892	

注:本部部長については,該当者が2人以下であるため,当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから,「第1分位」以下の事項については,記載していない。

## 職級別在職状況等(平成16年4月1日現在)(事務・技術職員/教育職員(大学教員等))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的 な職位		係員	係員	係員 主任	主任 係長	係長
人員	88	人 該当者なし	人 6	人 14	人 40	人 8
(割合)			(6.8%)	(15.9%)	(45.5%)	(9.1%)
年齢		歳	歳	歳	歳	歳
(最高~最低)			29 ~ 25	39 ~ 27	50 ~ 34	54 ~ 46
所定内給与年額 (最高~最低)		千円	2,282~ 2,089	<sub>千円</sub> 3,349~ 2,314	千円 4,932~ 3,257	<sub>千円</sub> 5,352~ 4,454
年間給与額 (最高~最低)		千円	千円 3,138~ 2,855	<sup>千円</sup> 4,577~ 3,183	千円 6,796~ 4,325	<sup>千円</sup> 7,346~ 6,135

区分	6級	7級	8級	9級	10級	11級
標準的 な職位	係長 課長補佐	課長補佐 課長	課長	部長	部長	学長が特に必 要と認める者
人員	人 9	8 8	人 1	人 2	人 該当者なし	人 該当者なし
(割合)	(10.2%)	(9.1%)	(1.1%)	(2.3%)		
年齢	歳	歳	歳	歳	歳	歳
(最高~最低)	59 ~ 45	59 ~ 47	~	~		
所定内給与年額 (最高~最低)	千円 5,856~ 4,601	千円 6,823~ 5,263	~	千円 ~		
年間給与額 (最高~最低)	千円 8,135~ 6,365	千円 9,157~ 7,365	千円 ~	千円 ~	千円	千円

(教育職員(大学教員等))

( 3771 3 1-772 7 7 7 3 3772						
区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的 な職位		助手	助手	講師	助教授	教授
人員	151	人 該当者なし	入 3	人 11	人 58	79
(割合)			(2.0%)	(7.3%)	(38.4%)	(52.3%)
年齢		歳	歳	歳	歳	歳
(最高~最低)			41 ~ 33	44 ~ 34	61 ~ 34	64 ~ 43
所定内給与年額 (最高~最低)		千円	4,374~ 4,092	千円 6,191~ 4,310	6,602 ~ 4,400	8,803 ~ 5,941
年間給与額 (最高~最低)	(I) Table II a 3 de	千円	6,052 ~ 5,668	8,278 ~ 5,918	千円 9,195~ 6,085	12,147 ~ 8,266

注: 当法人における事務・技術職員のうち,8級及び9級における該当者が2人以下のため,当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから,「年齢(最高~最低)」以下の事項については,記載していない。

賞与(平成16年度)における査定部分の比率(事務・技術職員/教育職員(大学教員等))

(事務・技術職員)

( 2-10 12	1111405				
	X	分	夏季(6月)	冬季(12月)	計
	一律支給分	(期末相当)	64.4	67.4	65.9
管理職員	査定支給分(勤勉相当)		35.6	32.6	34.1
	(平均)	最高~最低	46.1 ~ 31.1	% 38.7 ~ 28.8	42.3 ~ 30.7
	一律支給分	(期末相当)	66.5	69.6	68.1
一般職員	査定支給分(勤勉相当)		33.5	30.4	31.9 %
	(平均)	最高~最低	40.4 ~ 31.4	% 36.8~28.6	% 35.5 ~ 29.9

(教育職員(大学教員等))

<u> </u>	( ) ( ) ( )	• , ,						
	区	分	夏季(	(6月)	冬季(	12月)	Ì	<u>i</u> †
	一律支給分(期末相当)			% 6.7	68	.7	67	7.7
管理職員		査定支給分 ( 勤勉相当 )		3.3	31	.3	32	2.3
	(平均)	最高~最低	36.4	% ~ 32.3	33.3~	% 29.4	34.8 ·	°.30
	一律支給分	(期末相当)	66	% 6.4	69	.3	67	7.9
一般職員	査定支給分	(勤勉相当)	33	% 3.6	30	.7	32	<sup>9</sup> 2.1
	(平均)	最高~最低	40.0	~ 31.7	36.8~	28.9	38.3	°, 30.3

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員/教育職員(大学教員等))

(事務・技術職員) 対国家公務員(行政職(一))	86.5
対他の国立大学法人等	99.9
(教育職員(大学教員等)) 対国家公務員(旧教育職(一))	96.9
対他の国立大学法人等	95.7

注:「対他の国立大学法人等」は、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準との比較

### 総人件費について

区分	当年度 (平成16年度)	前年度 (平成15年度)	比較増	減	中期目標期間開始 16年度)からの増	時(平成 計 減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 2,891,079	千円 2,995,324	千円 104,245 (	( 3.48)	- (	- )
人件費	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
((A)+退職手当繰入+ 法定福利厚生費)	3,216,788	3,001,815	214,973 (	( 7.16)	- (	- )
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
最広義人件費	3,296,817	3,081,060	215,757 (	( 7.00)	- (	- )

注:「前年度(平成15年度)」の数値には法人化により必要となった雇用保険の事業主負担分及び労働者災害補償保険分は含まれていない。

## 報酬・給与の考え方、改定について

1 平成16年度における役員報酬・職員給与の改定の概要

区分	有無	(平均)	本俸の主な改定内容	手当の主な改定内容
法人の長	無			
役 員(常勤)	無			
役 員(非常勤)	無			
職員	無			

#### 2 役員報酬

平成16年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

本学が定める役員に支給する期末特別手当(ボーナス)において, 役員の俸給等に,その者の職務実績に応じ,教育研究評議会が定める 割合を乗じた額としている。

#### 役員報酬水準の改定内容

法人の長	(	特になし	)
理事	(	特になし	)
理事(非常勤)	(	特になし	)
監事	(	特になし	)
監事(非常勤)	(	特になし	)

#### 3 職員給与

人件費管理の基本方針

予算全体に占める割合を前年度以下に抑えることとし,可能な限り 抑制するよう務め,現員見込数等に基づく所要額により運用。

#### 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

給与法上に定める職種に応じた俸給表を参考とし,毎年の人事院勧告に準拠して給与水準を決定した。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績等に応じて,現に受けている俸給の昇給・昇格・降格及び賞与時期(6月,12月)における支給割合の増減を行っている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容		
賞与:勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日という。)にそれぞれ在職する職員に対し,基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて,それぞれ支給割合を決定する。(給与法に準拠)		
昇 給	原則,1年間良好な成績で勤務した者には,1号俸上位の号俸に昇給 させることが出来る。(給与法に準拠)		
昇格・降格	昇格:特に勤務成績が優秀で,かつ本学が定める必要経験年数を有している者は上位の職務の級に決定することが出来る。(給与法に準拠)降格:勤務成績が不良な場合は,下位の級に決定することが出来る。(給与法に準拠)		
特別昇給	特に良好な成績で勤務した者には,1号俸又は2号俸上位の号俸に昇給させることが出来る。(給与法に準拠)		

ウ	平成 1	6 年度における給与制度の主な改正点	
		特になし	

# 法人が必要と認める事項

特になし